

規格・基準等の事前意図公告

[この公告は、TBT協定第2条9.1に基づくものです。]

生物学的製剤基準及び検定告示の一部改正について

下記のとおり、生物学的製剤基準（平成16年厚生労働省告示第155号）及び検定告示（昭和38年厚生省告示第279号）の一部を改正する予定ですのでお知らせします。本件に関し御意見のある場合には、理由を付して下記連絡先まで文書で御提出ください（電話による意見の提出は御遠慮下さい）。

なお、御意見に対して個別に回答は致しかねますので、その旨御了承願います。

記

1 件名

生物学的製剤基準の一部を改正する件

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件（以下、「検定告示」という）

2 対象品目

医薬品

3 趣旨

○生物学的製剤基準の医薬品各条について、以下の改正を行う。

「RSウイルスRNAワクチン」の基準を新設するとともに、「乾燥弱毒生水痘ワクチン」の基準について、シードロット（種ウイルス）の神経毒力試験について、過去の試験において神経毒力のないことが確認された場合には省略可能である旨を追記する。

○検定告示について、以下の改正を行う。

・「RSウイルスRNAワクチン」を「検定を受けるべき医薬品」として指定し、手数料、試験品の数量及び検定機関を定める。

4 施行予定日

2025年5月

5 意見提出先

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

電話番号：03-5253-1111（内線2745）

FAX 番号：03-3597-9535

6 意見提出期限

WTO 事務局より配布された後 30 日間